

新日明工場整備運営事業

実施方針

令和元年 7 月

北九州市

《目 次》

第1章 用語の定義	1
第2章 特定事業の選定に関する事項	2
1. 事業内容に関する事項	2
2. 特定事業の選定・公表に関する事項	7
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1. 民間事業者の募集及び選定方法	8
2. 募集及び選定の手順	8
3. 提出書類の概要	9
4. 応募者の参加資格要件	10
5. 審査の機関	14
6. 落札者決定後の手続き	15
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1. 想定されるサービスの水準・仕様	16
2. 想定されるリスクの分担	16
3. 市による事業の実施状況の監視	16
4. 地域への貢献	16
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1. 立地に関する事項	17
2. 計画に関する事項	17
第6章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
1. 疑義が生じた場合の措置	18
2. 管轄裁判所の指定	18
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	19
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	19
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	19
4. その他	19
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
1. 法制上及び税制上の支援に関する事項	20
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	20
3. その他	20
第9章 その他事業の実施に関し必要な事項	21
1. 議会の議決	21
2. 入札参加に係る費用負担	21
3. 実施方針の公表に関する事項	21
4. その他	22

実施方針添付資料

実施方針添付資料-1 事業実施区域

実施方針添付資料-2 契約スキーム

実施方針添付資料-3 リスク分担（案）

第1章 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業市	新日明工場整備運営事業をいう。 北九州市をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等と位置付ける。
プラント	本施設のうちごみ処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
実施委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、市が開催する学識経験者などで構成される組織「新日明工場整備運営事業実施委員会」をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する単独企業または複数企業で構成される企業グループをいう。
構成員	応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行うものをいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設（解体工事を含む）に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
協力企業	応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行わないもので、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定しているものをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
落札者	本市が設置する実施委員会による評価をもとに、事業契約の締結を予定するものとして市が決定した応募者をいう。
民間事業者	市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
直接協定	民間事業者による事業の実施が困難となった場合又はそのおそれがある場合などに、地方公共団体によるPFI事業契約の解除権行使を融資金融機関が一定期間留保することや、金融機関による担保権の設定・実行に関する取り決めなど、事業に対する一定の介入を可能とするために、地方公共団体と融資金融機関との間で直接結ばれる協定をいう。
事業契約	本事業の設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施のために、市と民間事業者が締結する契約をいう。

第2章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

新日明工場整備運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 新日明工場

種 類 一般廃棄物処理施設（焼却施設）

(3) 公共施設等の管理者

北九州市長 北橋 健治

(4) 事業目的

本事業は、「新日明工場PFI等導入可能性調査」（平成30年1月）に基づき新日明工場の整備運営について、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的とする。

(5) 事業概要

本事業は、本市から排出される一般廃棄物及び本市の指定する産業廃棄物のうち、焼却可能な廃棄物を合理的、経済的かつ衛生的に焼却処理するために現在稼働中の日明工場敷地内に確保している事業用地に本施設の整備を行い、30年間以上の安定稼働を目標として、20年間の運営管理を行うものである。

本事業にあたっての基本理念は以下のとおりとし、市民に開かれ、地域から信頼された親しみの持たれる施設づくりを目指すものとする。

■ごみの適正処理ができる施設

- ・長期的に安全で安定的な稼働
- ・経済性に優れた施設
- ・周辺都市を含めた安定処理

■環境にやさしい施設

- ・公害防止技術等による環境負荷低減
- ・ごみ発電等によるエネルギー回収の徹底
- ・省エネ化

■災害に強い施設

- ・災害時でも自立運転が可能
- ・大量に発生する災害ごみへの対応
- ・エネルギー供給拠点や災害支援拠点

(6) 本事業対象施設の概要

項 目	概 要
事業実施場所	北九州市小倉北区西港町 96 番 2 号
事業実施区域	添付資料-1 参照
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務 : 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで 運営・維持管理業務 : 令和 7 年 4 月 1 日から令和 27 年 3 月 31 日まで
主 要 な 施 設	ア 配置施設 ・工場棟、管理棟、計量棟及び計量機、洗車場 イ 付属施設 ・構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等
処 理 方 式	ストーカ式焼却方式
処 理 対 象 物	次に示す焼却対象ごみから、搬入禁止物を除いたもの。 ①一般廃棄物（家庭系、事業系、他都市） ②併せ産廃（平成 10 年北九州市告示第 183 号） ③その他（景観作業ごみ、臨時資源、不法投棄、汚泥、道路清掃、河川清掃）
供 用 開 始	令和 7 年 4 月 1 日
施 設 規 模	焼却設備 : 508 t / 日 (254 t / 日 × 2 炉、24 時間稼働) 前処理設備 : 23 t / 5 h (前処理設備は処理対象ごみのうち、大型のもの (2,000mm × 1,800mm 程度で剪定枝等の草木類を含む) を細かくし、ごみ質を均一化し、安定燃焼を容易にすることを主目的に設置する。)
エネルギー回 収率	21.5%以上とする
そ の 他	必要な場合、用地造成設計・工事を実施すること。

(7) 事業方式

本件事業は、本件施設の設計・建設・資金調達及び運営に係る業務を、民間事業者が一括して行う B T O (Build : 建設、Transfer : 所有権の移転、Operate : 運営) 方式により実施する。民間事業者は、本件施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本件施設竣工時にその所有権を本市に引き渡すこと。

(8) 契約の形態

本市は、本件事業の設計・建設業務及び運営業務を事業者に一括で行わせるため、事業契約を民間事業者と締結する（別紙 2「本件事業の事業スキームの概要」を参照のこと。）

(9) 事業期間

事業期間は次のとおりである。

1) 設計・建設業務期間

本施設の設計・建設業務 : 契約締結日 (令和 2 年 9 月) から令和 7 年 3 月 31 日まで

2) 運営・維持管理期間

本施設の運営・維持管理業務：令和7年4月1日から令和27年3月31日まで

(10) 事業実施区域

事業実施区域は、「実施方針添付資料-1 事業実施区域」に示すとおりである。

(11) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(12) 事業期間終了後の措置

運営・維持管理業務の委託期間は20年間としているが、市は30年以上の安定稼働を確保することを目標としているため、民間事業者はそのことを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明け渡し時における要求水準を満足する状態に保って、市に引継ぐものとする。なお、事業期間終了時の措置について、運営開始後16年目（令和23年度）の時点において、市及び民間事業者は協議を開始するものとする。

(13) 事業の対象となる業務範囲

市及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

1) 民間事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

【本施設の設計に関する業務】

- ① 本施設の設計
- ② 設計・建設に必要となる資金の調達（市は、資金調達先の金融機関と直接協定を締結する。）
- ③ 市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ④ 市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ⑤ 一般廃棄物処理施設設置に係る手続き
- ⑥ 市が申請主となるその他許認可申請支援

【本施設の建設に関する業務】

- ① 本施設の建設（日明かんびん資源化センター、日明粗大ごみ資源化センター等の解体含む。）
- ② 上記の工事監理
- ③ 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等
- ④ 市への引継業務等の近隣初動対応

- (イ) 本施設の運営・維持管理に関する業務
 - ① 運転管理業務（受付管理、余剰電力の売却等を含む。）
 - ② 維持管理業務
 - ③ 環境管理業務
 - ④ 情報管理業務
 - ⑤ 防災管理業務（災害時対応含む。）
 - ⑥ その他関連業務（市への引継業務等の近隣初動対応、見学者対応等を含む。）

2) 市が行う業務

- (ア) 本施設の設計・建設に関する業務
 - ① 用地の確保
 - ② 近隣同意の取得・住民対応
 - ③ 本施設の交付金申請手続
 - ④ 本施設の設計・建設モニタリング
 - ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務
- (イ) 本施設の運営・維持管理に関する業務
 - ① 住民対応
 - ② 行政対応
 - ③ 運営・維持管理モニタリング
 - ④ 本施設への処理対象物の搬入
 - ⑤ 焼却主灰及び焼却飛灰、不燃残渣の運搬・処分
 - ⑥ 有価物の運搬・処分
 - ⑦ 搬入禁止物の運搬・処分
 - ⑧ その他これらを実施する上で必要な業務

(14) 民間事業者への支払

本事業における民間事業者への支払は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を民間事業者に支払う。市が国から交付を受ける交付金相当額及び起債により調達した額については、本施設の整備出来高に応じて整備事業年度毎に支払い、それ以外の部分については、運営・維持管理期間中にわたり分割して支払う。

2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を民間事業者に支払う。

(15) 余熱利用計画

民間事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用した発電を行い、電力として本施設内で利用するとともに余剰電力は電力会社等へ売電する。

売電収入は市に帰属するものとするが、民間事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

(16) 市が適用を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、国の交付金の対象事業となる予定である。交付金の申請等の手続は市において行うが、民間事業者は市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

(17) 事業スケジュール（予定）

1) 実施方針の公表	令和元年 7月
2) 入札公告	令和元年 11月
3) 事業提案書の受付	令和2年 3月
4) 落札者の決定	令和2年 5月
5) 仮契約の締結	令和2年 7月
6) 契約議案の議会への提案	令和2年 9月
7) 事業契約の締結	令和2年 9月
8) 本施設の設計・建設	令和2年 9月～令和7年3月
9) 本施設の運営・維持管理	令和7年 4月～令和27年3月

2. 特定事業の選定・公表に関する事項

市は、本事業の実施に向けた手続きを進めるにあたり、P F I 法第 7 条に規定する手続きに基づき特定事業の選定を行うこととする。

(1) 選定基準

本事業を P F I 事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

市は、本事業を P F I 法第 7 条に定める手続きに基づき特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページへの掲載等により速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

市は本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する事業者を公募する。事業者の選定は、総合評価一般競争入札により行うことを予定している。

なお、本件事業は、「WTO政府調達協定」（平成6年4月5日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2. 募集及び選定の手順

市は以下の手順により、事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

内 容	日 程
① 実施方針の公表	令和元年7月19日（金）
② 実施方針に関する質問・意見の受付期限	令和元年7月29日（月）
③ 上記質問への回答公表	令和元年8月19日（金）
④ 要求水準書（案）の公表	令和元年9月下旬
⑤ 要求水準書（案）に関する質問受付期限	令和元年10月上旬
⑥ 要求水準書（案）に関する質問回答の公表	令和元年10月下旬
⑦ 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	令和元年11月中旬
⑧ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	令和元年11月下旬
⑨ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和元年12月中旬
⑩ 入札参加資格審査書類受付・審査	令和2年1月初旬～中旬
⑪ 入札参加資格審査結果の通知	令和2年1月中旬
⑫ 現地見学会	令和2年1月中旬～下旬
⑬ 概要説明会	令和2年1月下旬
⑭ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	令和2年2月初旬
⑮ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和2年2月下旬
⑯ 事業提案書等入札書類の受付	令和2年3月中旬
⑰ 落札者決定	令和2年5月中旬
⑱ 基本協定締結	⑰の後速やかに
⑲ 事業契約仮契約締結	令和2年7月下旬
⑳ 事業契約本契約	令和2年9月下旬

(1) 入札公告

市は、事業者の選定等を行うにあたり、本事業の入札公告をするとともに、市のホームページへの掲載により公表する。入札公告に際しては、入札説明書、要求水準書、契約書

案、落札者決定基準書などの書類（以下「入札説明書等」という。）を配布する。

（２）質問受付

市は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

（３）質問回答の公表

市は、上記(2)による質問及びこれに対する回答を市のホームページへの掲載により公表する。

（４）入札参加資格審査申込み

応募者は、入札説明書の定めるところにより、一般競争入札参加資格審査確認に必要な書類（以下「入札参加資格審査書類」という。）を提出するものとする。

（５）入札参加資格審査結果の通知

市は、入札参加資格審査書類を提出した応募者を対象として競争参加資格の有無を確認し、その結果を応募者に通知する。入札参加資格があると認められた応募者は、以後の手続において本事業の実施の対価を示した入札書並びに本事業の実施に関する計画及び提案を示した事業提案書（以下「事業提案書」という。）を提出することができるものとする。

（６）入札書及び事業提案書の提出

応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び事業提案書を提出するものとする。

（７）落札者の決定及び公表

入札提案書類については、新日明工場整備運営事業実施委員会（以下「実施委員会」という。）において総合評価の方法により、事業提案書を審査する。市は、実施委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

（８）落札者の公表

市は、入札書及び事業提案書の内容を総合的に評価した結果を、各応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載により公表する。

３．提出書類の概要

一般競争入札参加資格審査書類として、応募者を構成する企業に係る資格及び実績等を確認するための資料の提出を求めることを予定している。

(1) 提出書類の内容

事業提案書としては、次の1)から3)までに掲げる事項を主な内容として含む事業提案書の提出を求めることを予定している。

- 1) 基礎審査に関する提出書類
- 2) 非価格要素審査に関する提出書類
- 3) 事業計画に関する提出書類

詳細は、入札公告時に提示する。

(2) 提出書類の取扱い

1) 著作権等

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、落札者の決定後、市が適切に処分する。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

3) 資料の公開

市は、落札者の決定後、選定結果の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された事業提案書（選定に至らなかった応募者からの事業提案書を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該応募者と協議することとする。

4. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成とすること。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の単独企業又は複数の企業で構成する企業グループとする。
- 2) 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。なお、構成員又は協力企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、

業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成員又は協力企業で分担することは差し支えない。

- 3) 応募者は、構成員の中から応募者の代表を務める者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続を行うこととする。なお、代表企業は、一般廃棄物処理施設を、元請もしくはS P Cの代表企業として受注した施設の竣工実績を1件以上有すること。
- 4) 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- 5) 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- 6) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

上記の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- 7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 入札参加年度における市の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者
- (ウ) 市の指名停止措置を受けている者
- (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (オ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納して

いる者

- (カ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (キ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (ク) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (ケ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- (コ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (カ) 北九州市暴力団排除条例（平成 22 年 7 月 1 日施行）第 2 条に規定する暴力団並びに暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者
- (シ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- (ス) 市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
株式会社日建技術コンサルタント
関西特許法律事務所
- (セ) 市が設置する「実施委員会」の委員が所属する企業
- (ソ) 本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する委員会の参加者に対し、接触等の働きかけを行った者

2) 各業務を行う者の要件

同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が次の該当する要件を満たすこと。

(ア) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物等の設計・建設を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- ① 平成 31 ・ 32 年度の市の入札参加資格（建設工事 工種：建築一式工事）の登録がされた者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。
- ② 建築物等の設計業務を実施する企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。また、一級建築士を配属すること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して 3 か月以上雇用している者でなければならない。
- ③ 建築物等の設計業務を実施する企業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条

第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却施設）の設計を担当した実績があること。

- ④ 建築物等の建設業務を実施する企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けているものであること。
- ⑤ 建築物等の建設業務を実施する企業は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- ⑥ 建築物等の建設業務を実施する企業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建設を担当した実績があること。

(イ) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- ① 平成31・32年度の市の入札参加資格（建設工事 工種：清掃施設工事）の登録がされた者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けているものであること。
- ③ 参加資格確認基準日において、以下の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設の元請の建設実績があること。
 - i 1炉あたり127t/日以上かつ構成が2系列以上でボイラ・タービン式発電設備を有すること。
 - ii 1炉あたり127t/日以上かつ構成が2系列以上で、延べ3年以上の稼働実績を有すること。
- ④ 清掃施設工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、これらの技術者は企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。

(ウ) 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- ① 平成31・32年度の市の入札参加資格（業務委託 業種：物品等供給）の登録がされた者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。
- ② 参加資格確認基準日において、以下の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設の運転実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）とし

て有すること。

- i 1 炉あたり 127t/日以上かつ構成が2 系列以上
- ii ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設

③ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設で、1 炉あたり 127t/日以上かつ構成が2 系列以上の施設（1 年以上の稼働及び1 系列あたり 90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理技術管理者として運営開始後2 年間以上配置できること。

④ 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置すること。

3) 参加資格の確認

(ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。

(イ) 落札者決定日までの間に応募者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

(ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消すことができる。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5. 審査の機関

市は、応募者の事業提案を公平に専門的知見に基づいて審査するため、新日明工場整備運営事業実施委員会を設置する。

新日明工場整備運営事業実施委員会委員

委員名	所属
上村 鋭治	環境局循環社会推進部長
古保里 俊夫	日本環境衛生センター西日本支局 環境事業第一部建設指導課 主査
下田 憲雄	大分大学 副学長 経済学部教授
田中 英徳	技術監理局技術部長
西 道弘	九州工業大学名誉教授
深村 謙二	技術監理局契約部長
松藤 泰典	北九州市立大学名誉教授

※ 五十音順

6. 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

市と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

- 1) 特別目的会社の本店所在地は北九州市内としなければならない。
- 2) 応募者のうち、代表企業は必ず特別目的会社に対して出資し、株主の中で最も多く保有する株主でなければならない。また、代表企業及び構成員全体での特別目的会社に対する出資比率は、特別目的会社の全株式の50%を超えなければならない。
- 3) 民間事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
- 4) 民間事業者の株主は、市の同意なくして民間事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

市と落札者は、基本協定締結後、事業契約の締結に向け契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案(入札説明書で示す。)の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-3 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は民間事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは民間事業者が責任を負うとしたリスクや、市並びに民間事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のおりとする。

3. 市による事業の実施状況の監視

市は、民間事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、民間事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4. 地域への貢献

民間事業者は本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理にあたっては次の項目に留意すること。

(1) 市内での雇用促進の配慮

(2) 地元企業からの用役、材料の調達、納品についての配慮

(3) 本施設周辺の住民や地元企業との信頼性の構築

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

焼却施設の建設予定地の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

- | | |
|---------|--|
| 1) 建設場所 | 北九州市小倉北区西港町 96 番 2 号 |
| 2) 用途地域 | 工業専用地域 |
| 3) 防火地域 | 指定なし |
| 4) 高度地区 | 指定なし |
| 5) 敷地面積 | 全敷地面積：33,934 m ² （現工場、事業用地含む）
事業用地：約 14,000 m ² （「実施方針添付資料-1 事業実施区域」参照） |
| 6) 建ぺい率 | 60%以下 |
| 7) 容積率 | 200%以下 |
| 8) その他 | 臨海部産業景観形成誘導地域（日明地区）
工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく市準則を定める条例より、
緑地率 15%もしくは環境施設 20% |

2. 計画に関する事項

焼却施設の規模の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

(1) 焼却施設

254t/日×2炉（508t/日）

第6章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

市が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び落札者が提出した事業提案書並びに市と民間事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、市と民間事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、事業契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する民間事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとする。現時点では、本事業に関して民間事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3. その他

市は、民間事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は民間事業者との協議により対応を検討することとする。

第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

事業契約の締結に際しては、市議会の議決を得るものとする。

2. 入札参加に係る費用負担

入札参加に係る費用は、応募者の負担とする。

3. 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部署

北九州市 環境局 循環型社会推進部 施設課
郵便番号 803-8501
住所 北九州市小倉北区域内1番1号
E-mail kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

(2) 実施方針に関する意見等の受付

実施方針に関する質問、意見又は提案の受付及びこれらに対する回答の公表の方法については、次の1)から5)までに掲げるとおりとする。

1) 受付期間

実施方針公表日から令和元年7月29日(月)15:00までの期間の土曜日及び日曜日並びに休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで

2) 提出先

前記3(1)に同じ

3) 提出方法

実施方針及びその添付資料に関する意見又は質問を簡潔にまとめ、ホームページに公表する別添様式(Microsoft Excel形式)に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付すること。なお、E-mailの送信後には、前記3(1)の担当部署に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。(電話番号 093-582-2184)

4) 回答方法

質問に対する回答は、回答公表予定日に市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。なお、公平性及び透明性を確保するため、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

5) 回答公開予定日

令和元年8月19日(金)

(3) 実施方針の変更

市は、事業者からの意見等を踏まえ、PFI法第7条の規定に基づき行う特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあるものとする。

実施方針の大幅な変更を行った場合には、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公開する。

4. その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

ホームページ

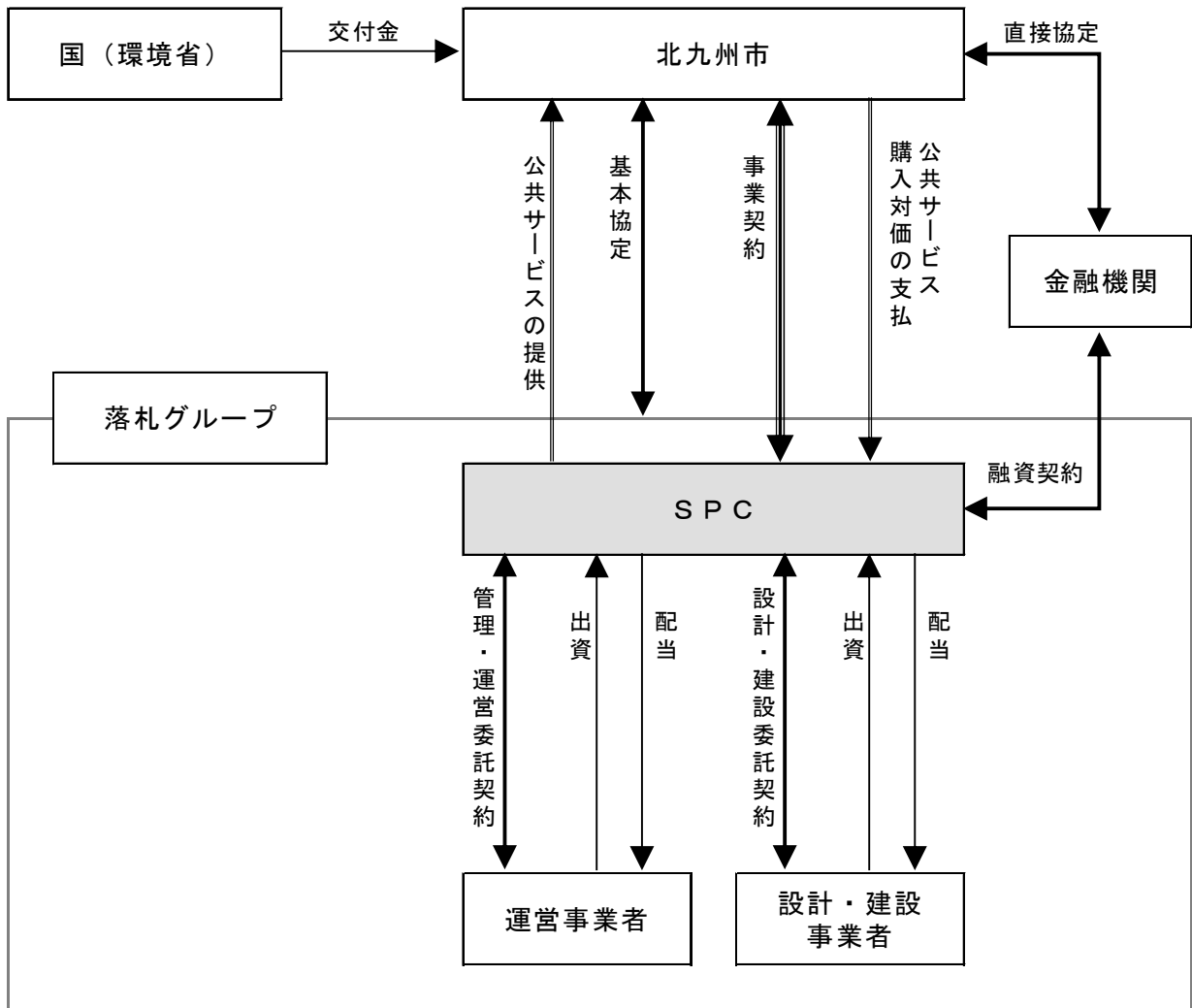
<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/kan-shisetsulist.html>

(2) 問い合わせ先

上記3(1)と同じ。

なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

実施方針添付資料-2 契約スキーム



実施方針添付資料-3 リスク分担（案）

区分	リスク項目		責任負担者	
			市	事業者
共通	入札図書リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	市の事由により契約が結べない等	○	
		民間事業者の事由により契約が結べない等		○
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	敷地確保リスク	事業実施のための敷地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、施工、運営において市の帰責事由により第三者に及ぼす損害	○	
		調査、施工、運営において上記以外に第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	民間事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	民間事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
上記以外の許認可の遅延に関するもの		○		
応募コスト	応募費用に関するもの		○	
物価変動リスク	インフレ、デフレ※1	○	△	
事故の発生リスク	設計、施工、運営において市の指示に帰責し発生する事故	○		
	設計、施工、運営において上記以外に発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク	市の債務不履行によるもの	○		
	民間事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等※2	○	△	
設計段階	設計変更リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		民間事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの※3		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		民間事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	用地に関するリスク	調査等により判明した計画用地内の有害物や土壌汚染、水質汚染等に関するもの	○	
建設着工遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	
施工段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記及び物価上昇以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
一般的損害リスク	市の帰責事由により工事目的物、材料に関して生じた損害	○		
	工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○	

区分	リスク項目		責任負担者	
			市	事業者
運 営 段 階	受入れ廃棄物の質の変動リスク	計画範囲内での受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等※4		○
		計画範囲外での受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等※4	○	
	受入れ廃棄物の量の変動リスク	計画範囲内での受入廃棄物の量の変動による費用上昇等※5		○
		計画範囲外での受入廃棄物の量の変動による費用上昇等※5	○	
	性能リスク（運営段階）	要求水準の未達		○
	施設瑕疵リスク	事業期間中における施設瑕疵に関するもの		○
	技術革新リスク	市の意向による将来の新技术等の導入に伴う施設・設備等の更新コスト増大リスク	○	
		民間事業者の提案による将来の新技术等の導入に伴う施設・設備等の更新コスト増大リスク		○
	処理手数料未徴収リスク	処理手数料の未徴収によるもの（当日払い、後納等） 【処理料金徴収は市の範囲とした場合】	○	
	事業終了時の施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○：主分担、△：従分担

※1：物価変動については、一定程度までの変動は民間事業者の負担であり、それ以上は市が負担する。

※2：不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは民間事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

※3：民間事業者は、自らが実施した業務内容に不備があるか否かについての見解を市に対して書面により明らかにする必要がある。ただし、帰責事由に係る最終的な決定は、当該資料をもとに、市及び民間事業者の協議により決定する。

※4：受入廃棄物の質の変動については、受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金を採用することにより対応する。

※5：受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の料金制を採用することにより対応する。